

# 首都圏における愛媛の食を通じた観光プロモーション事業委託業務仕様書

## 1 委託業務名

首都圏における愛媛の食を通じた観光プロモーション事業委託業務

## 2 業務の目的

愛媛県への日本人旅行者数のうち、若年女性層・ファミリー層の割合は全国平均より低くなっており、若年層が集中する首都圏からの誘客を促進することが重要である。そこで、「食」と「旅行」の親和性の高さに注目し、美食体験を好む首都圏の20代～40代の潜在旅行者層をターゲットとした観光イベントを行うことで、参加者に対して次の旅先としての愛媛の認知度・魅力度の向上を図る。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月24日（水）まで

## 4 委託料上限額

825,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 5 業務内容

2の目的を達成するために、次に掲げる事項を円滑に実施すること。

なお、具体的な実施内容は、企画提案内容をもとに愛媛県と協議の上、決定する。

### (1) 事業の企画・運営

本事業の目的に即して、ターゲットがイベントへの参加を通じて愛媛へ旅行に行きたいと思わせるような観光イベントを企画・運営すること。イベントは東京都内で開催することとし、開催内容、時期、回数、時間、会場について提案すること。参加者数は50人程度を想定している。

イベントの実施にあたり、参加者から参加費用を徴収する場合は、その金額を企画提案書に明記すること。

### (2) イベントの周知及び申込み受付

本事業への参加者を募集・選定し、事業実施中は必要に応じて参加者との連絡調整を行うこと。募集方法及びターゲットを呼び込むための工夫について提案すること。

### (3) 参加者へのアンケートの実施

イベントの参加者に対して、参加後のアンケートを実施し、結果を愛媛県に提出すること。アンケートの内容については、参加者の属性やイベントへの満足度等に関するものとし、愛媛県と協議のうえ決定すること。

## 6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 8 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は愛媛県に協議するものとし、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

## 10 その他留意事項

- (1) 本仕様にて定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い提案があれば予算額の範囲内で提案すること。
- (2) 業務の実施にあたって、受託者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- (3) 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 業務の実施にあたっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。